

公述人の申出書

起業者：

事業名：

<p>1. 氏名及び住所 <small>(ふりがな)</small> (法人にあつてはその名称及び代表者又は代理人の氏名並びに所在地) (複数の者が共同して申し出る場合には、その全員の氏名及び住所)</p>	〒
<p>2. 電話番号又は電子メールアドレス (複数の者が共同して申し出る場合には、代表者の氏名及び電話番号又は電子メールアドレス) なお、FAXをお持ちの方はFAX番号もご記入下さい。</p>	(代表者名) 電話番号 - - FAX番号 - - 電子メールアドレス
<p>3. 公述において使用を希望する物品</p>	
<p>4. 意見の要旨</p>	

5. 起業者に対する質問の要旨

(自らの意見の陳述に併せて起業者に質問をすることを希望する場合)

質問の相手方とする起業者の名称：

備考

1. 公述1件あたりの公述の時間は30分以内を予定しています。この時間には、起業者に質疑をされる場合の質問及び回答に要する時間を含みます。なお、事業認定庁への質問はできません。
2. 意見・質問につきましては、「本件事業の公益性」や「本件事業の環境問題」といった項目のみの記載ではなく、その趣旨及び内容が明らかとなるよう可能な限り詳細に記述してください。なお、本件事業についての事業の認定の審査にあたって勘案すべき事項と無関係な意見陳述及び質問はできないことにご留意ください。
3. 持ち時間を超えて、意見を述べたり、質問をしようとしたりする場合には、議長により公述の中止を命じられることとなります。また、起業者に質問し、起業者の回答に要する時間を見込むと持ち時間を超えると認められる場合にも、同様に、公述の中止を命じられることとなります。
4. 他の公述人との持ち時間の融通は認められません。公述は、申出書に記入された意見の要旨の範囲内で行ってください。
5. 申出書に質問を希望する旨の記載があるときは、事業認定庁より質問の相手方となる起業者に対し、当該申出書の写しを送付することとなります。
6. 公述は、口頭により行うこととし、原則として公述人が視聴覚機器（プロジェクター等）を会場内に持ち込むことはできません。視聴覚機器の使用を希望される場合には、必ず申出書の「公述において使用を希望する物品」の欄に記入してください。

(2枚のうち2枚目)

- ※ 記入欄が不足する場合には、適宜、別紙を付けていただいで結構です。
- ※ 電子メールにより申出をされる方は、この様式の記載事項をもれなく記載していただければ上記様式による必要はありません。
- ※ 日本語により記載してください。

提出先：名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 〒460-8501

愛知県建設局土木部用地課指導・事業認定グループ宛て

電話：052-954-6511 FAX：052-972-6419

E-mail yochika@pref.aichi.lg.jp